

## 第 2 部会長（案）

2012. 7. 23

## 第 2 部会「市民参加の推進に関すること」

## 1. 市民参加の意義について

市民参加については、基本理念において次のように規定している。

- ① 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負い、住民福祉の向上のために果たす役割が、国と地方の関係が対等・協力を転換しつつある今日、ますます増大している。
- ② 千葉市議会は、その果たすべき役割を担うため、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めることとした。

「市民参加の推進」に当たっての現状認識について

昨今の市民における政治的無関心や政治不信の高まりのほか、「議員や議会が身近に感じられない。」「議会が何をやっているのか不明」、「議員の活動が見えない」といった声が聞こえるなど、市民と議員や議会との間に乖離が生じている状況が見られる。

これは、議会や議員の情報発信不足、市民との情報共有不足に起因することはもとより、旧来の「国と地方」の関係下で、議会が単なる行政の追認機関的なものになっている等の傾向にあるなど、地方行政における議会の政策立案機能を含めた住民意思代表機能が、十分に果たされているとは認識されていない状況にあることも大きな要因として捉えられる。

本市議会は、今一度各議員が、こうした課題に真正面から向き合い、その課題解決の方途を探っていくことが、「真の地方自治」実現の背景となる「真の市民参加」の推進につながるものとする。

4月から地域主権一括法（地方自治体の条例や体制整備が必要なもの）が施行され、地域の実情をより反映した行政を進めることが可能となりつつあることを踏まえ、また通年議会の選択や議長の臨時議会招集権など、地方議会制度のあり方についての地方自治法改正案が提出されていることから、議会での論戦の活性化策と合わせて協議していくことが重要と考えるものである。

## 2. 論点

## (1) 議会における市民参加をどのように進めるのか、その方策について

## ①市民参加を推進する基本方針

議会は、議案等の審議、審査を通じて本市の意思決定機関であり、市民の積極的な関心と参加に基づき、二元代表制の一翼としての機能を十分に発揮しなければならない。そのためには、議会の議案審議や政策立案過程など議会活動への市民の参加と協働の機会を可能な限り確保することが必要である。

このことについて、千葉市議会においてどのように定めるのか、他市議会基本条例の規定等を参考に論議していただきたい

※参考 他市の基本条例等の規定

○名古屋市議会基本条例

(市民参加の促進、市民の多様な意見の反映)

第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。

## ○多摩市基本条例

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に、公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。

かつ

- (3) 意思決定に当たって、議員間の自由闊達な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。
- (4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。
- (5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。

## ②市民参加推進の方策

その方策については、既存の委員会における陳情・請願人代表の意見陳述、あるいは参考人意見聴取、公聴会の開催を積極的に活用するほか、新たな市民の議会参加の方法や市民意見の把握方法について検討し具体化する必要がある。

これらについて、どのように具体化し推進するのか、他市議会基本条例の規定等を参考に論議していただきたい

## ※参考 他市の基本条例等の規定

### ○名古屋市議会基本条例

2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会の確保に努める。

3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。

4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

### ○多摩市基本条例

第5条 議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

2 議会は、原則としてすべての会議（議長等が正式に招集したものをいいます。）を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 議会報告会及び意見交換会の実施
- (2) パブリックコメントの実施
- (3) アンケート調査等の実施

4 議会は、前項の規定による市民意見を把握するに当たっては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するように努めなければなりません。

(市民からの政策提案等)

第6条 議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。

2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例（昭和47年多摩市条例第29号）の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。

3 委員長は、委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます。

### **③議会の発信力の充実、広報のあり方、情報公開**

そのためにも議会発信力を充実するため、広報のあり方、会議等の情報公開についても ICT 技術を活用した市民との双方向性の情報発信・情報共有機能の充実策を進める必要がある。

これらについて、どのように取り組んでいくのか。

部会としては、原則的方向性を確認し具体化について、これまでの協議で出された具体案について、部会として例示に留め広報委員会に検討に委ねるものとしたい。

### **※参考 他市の基本条例等の規定**

#### **○名古屋市議会基本条例**

(広報の充実)

第5条 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。

2 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。

3 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。

(情報の公開)

第6条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。

2 議会は、会議を休憩するとき又は変更のあるときは、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知するように努める。

3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。

4 議会は、重要な議案についての議員ごとの賛否を公開する。

5 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

#### **○多摩市議会基本条例**

(広報活動の充実)

第7条 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとします。

このほか、○新潟市議会基本条例(抜粋) 別紙

(2) 議会を身近に感じてもらう施策、効果的な広報・広聴・情報発信について

(これまでの協議で示された具体案)

- ・ 区委員会の設置
- ・ 夜間・休日の本会議開催
- ・ 議会報告会、意見交換会の開催
- ・ 録画放映対象の拡大等
- ・ データボックス、アイデアボックス、ポートマッチ(賛否情報)の設置
- ・ インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用
- ・ 広報紙の刷新
- ・ 議会の年間の取り組みなどを「議会白書」として公表
- ・ 議会独自のホームページの作成
- ・ 定例会中における本会議、常任委員会傍聴者アンケートの実施
- ・ 議会だよりについてのインターネットモニターアンケートの分析

これまでの具体案を優先協議事項に分類)

優先協議事項	具 体 案
議会広報の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 録画放映対象の拡大等 (検討結果)</li> <li>・ インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用 (検討結果)</li> <li>・ 広報紙の刷新 (検討結果)</li> <li>・ 議会の年間の取り組みなどを「議会白書」として公表 (検討結果)</li> <li>・ 議会独自のホームページの作成 (検討結果)</li> <li>・ 定例会中における本会議、常任委員会傍聴者アンケートの実施 (検討結果)</li> <li>・ 議会だよりについてのインターネットモニターアンケートの分析 (検討結果)</li> </ul>
議会報告会等の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区委員会の設置 (検討結果)</li> <li>・ 夜間・休日の本会議開催 (検討結果)</li> <li>・ 議会報告会、意見交換会の開催 (検討結果)</li> </ul>
議会のIT化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データボックス、アイデアボックス、ポートマッチ(賛否情報)の設置 (検討結果)</li> </ul>

## 新潟市議会基本条例(抜粋)

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

- (1) 議案、陳情等(以下「議案等」といいます。)の審議及び審査をし、議決を行うこと。
- (2) 自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。
- (3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員(以下「市長等」といいます。)の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。
- (5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、[前項各号](#)に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

## 第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。

3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。

4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。

2 議会は、議会の広報及び広聴について不断に検証し、充実を図るものとします。

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。

2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。